

民法講座

研修の目的とねらい

熟練度・経験度目安

★★★★☆

民法の知識を身に付け、業務に役立てる。

- 民法を基礎から学びます。
- 民法の諸原則への理解を深めます。
- 業務における私法上の諸問題に対応する能力の向上を図ります。

期日	1日目	令和3年12月7日(火) 10時～16時30分 ※集合：9時45分			
	2日目	令和3年12月8日(水) 9時30分～16時30分			
	3日目	令和3年12月17日(金) 9時30分～16時30分			
会場	茨城県自治研修所 2階 203研修室			講師	学籍経験者
対象	一般職員 民法の基礎知識を学びたい、契約や相続の知識を深めたい、業務や日常生活の背景にある法的根拠を知りたい といった方			計画人員	40人

研修の概要

社会生活におけるルールを定める民法は、自治体職員が習得すべき法律の一つです。当講座では、民法の諸原則を理解するとともに、自治体の実務に関わりが深い部分について学びます。また、事例や判例の研究を通して、実務における私法上の諸問題に的確に対応できる能力の向上を図ります。

タイムスケジュール

	9:30	9:45	10:00		12:00	13:00		16:30
1日目		開講 おエッセ ション				民法総則		
						休憩		
2日目						物権法		
						休憩		
3日目						債権法		
						休憩		

※計画内容は、講師との打合せ等により、若干変更となる場合がありますので、予め御留意ください。

受講者の声

- ・ 民法の基本理念や考え方を学ぶことができた。
- ・ 日常的な話や判例を交えながらの講義だったので、深く理解することができた。
- ・ 所有権に関する考え方や不法行為等は、今後の業務に直接関係する部分なので参考になった。

■茨城県自治研修所 市町村研修課

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階
TEL 029-303-1326 FAX 029-233-1031
E-mail jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp

■交通アクセス

- ・水戸駅南口から徒歩約10分
 - ・研修生用駐車場(水戸市三の丸3丁目9番地)から徒歩約10分
- 詳しくは当研修所HPを御覧ください。
<http://www.ibaraki-jichiken.jp>